

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		命令
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部都市計画課開発指導係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例第28条 市長は、事業者が第26条の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を命じることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例 (勧告) 第26条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。 (1) 第17条の規定による措置を行わないとき。 (2) 第19条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (3) 第20条の規定による標識の設置をしないとき。 (4) 第21条の規定による近隣住民等に対する説明を実施しないとき。
	基 準  (未設定の場合はその理由)	未設定 (処分の先例がない等、具体化することが困難なため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成15年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)